

平成22年

# 上砂川町議会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

## 平成22年第4回定例会

### 第1号(12月15日)

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	6
会議録署名議員指名について	6
会期決定について	6
諸般の報告	6
総務文教常任委員長 川上三男の報告	6
厚生建設常任委員長 高橋成和の報告	6
高橋成和の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	7
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告	7
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	8
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	8
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	8
認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	8
認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	8
町長行政報告	9
教育長教育行政報告	11
議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について	13
議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	15
議案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	19
議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)	19
議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)	20
議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	21
議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	22
休会について	24
散会の宣告	24

### 第2号(12月17日)

議事日程	26
会議録署名議員	26
開議の宣告	26
会議録署名議員指名について	26
一般質問	26

高橋成和	27
福祉課長 山本丈夫	28
議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	30
議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について（原案可決）	30
議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）（原案可決）	30
議案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） （原案可決）	30
議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）（原案可決）	30
議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）（原案可決）	30
議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（原案可決）	30
議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）（原案可決）	30
調査第4号 所管事務調査について（許可）	32
追加日程について	33
意見書案第17号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書（原案可決）	33
意見書案第18号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書（原案可決）	33
意見書案第19号 TPPへの参加を行わないよう求める意見書（原案可決）	34
意見書案第20号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書（原案可決）	34
年末あいさつ	35
閉会の宣告	37
出席議員	38
説明のため出席した者	38
事務局職員出席者	39

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 2 年

上砂川町議会第4回定例会会議録（第1日）

12月15日（水曜日）午前10時00分 開会  
午前11時40分 散会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について  
第 2 会期決定について  
12月15日～12月17日  
3日間  
第 3 諸般の報告  
1) 議会政務報告  
2) 閉会中における常任委員会所管  
事務調査結果報告  
総務文教常任委員会（川上委員  
長）  
厚生建設常任委員会（高橋委員  
長）  
3) 第2回砂川地区保健衛生組合議  
会定例会結果報告（高橋議員）  
4) 中空知広域市町村圏組合議会第  
2回定例会結果報告（副議長）  
5) 石狩川流域下水道組合議会第2  
回定例会結果報告（議長）  
6) 第1回中・北空知廃棄物処理広  
域連合議会定例会結果報告（議  
長）  
7) 例月出納検査結果報告  
（9・10・11月分）  
第 4 認定第 1号 平成21年度上砂川  
町一般会計及び特別会計決算認定に  
ついて  
第 5 認定第 2号 平成21年度上砂川  
町水道事業会計決算認定について  
※ 決算特別委員会委員長報告  
第 6 町長行政報告

- 第 7 教育長教育行政報告  
第 8 議案第50号 上砂川町火災予防条  
例の一部を改正する条例制定につい  
て  
第 9 議案第51号 上砂川町過疎地域自  
立促進市町村計画について  
第10 議案第52号 平成22年度上砂川  
町一般会計補正予算（第4号）  
第11 議案第53号 平成22年度上砂川  
町国民健康保険特別会計（事業勘定）  
補正予算（第1号）  
第12 議案第54号 平成22年度上砂川  
町立診療所事業特別会計補正予算  
（第2号）  
第13 議案第55号 平成22年度上砂川  
町老人保健施設事業特別会計補正予  
算（第1号）  
第14 議案第56号 平成22年度上砂川  
町下水道事業特別会計補正予算（第  
2号）  
第15 議案第57号 平成22年度上砂川  
町水道事業会計補正予算（第2号）  
※ 議案第50号～第57号まで  
は、提案理由・内容説明までとす  
る。

○会議録署名議員

2番 水 谷 寿 彦  
3番 齋 藤 勝 男

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、水谷議員、3番、斎藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付していると

おりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会、川上委員長。

○総務文教常任委員長（川上三男） それでは、所管事務調査報告結果を申し上げます。

調査期間は、平成22年10月7日木曜日1日間でした。

調査項目は、上砂川町の町営水泳プール改修状況についてであります。

調査委員は委員全員で、説明員は勝又教育長、内野社会教育係長でありました。

調査内容については、鶉水泳プールの改修工事後の状況を現地で視察、調査をいたしました。

調査結果は、プールの老朽化に伴い、管理室及び更衣室等の改修工事が行われ、現地にて内野社会教育係長より改修内容の説明並びに本年度の利用状況の説明を受けました。

結果といたしましては、適切かつきれいに改修工事が行われ、町民や特に子供たちの夏場におけるプール授業や憩いの場としての利用が来年度以降も見込まれる施設であることを確認いたしました。

以上で報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 次、厚生建設常任委員会、高橋委員長。

○厚生建設常任委員長（高橋成和） 厚生建設常任委員会所管事務調査報告について。

標記の件について、調査した結果を下記のとおりご報告いたします。

調査期間につきましては、平成22年10月7日木曜日1日間です。

調査項目、上砂川老人保健施設、成寿苑の整備状況。

調査委員につきましては、厚生建設常任委員会、私を含めまして委員全員でございます。

説明員につきましては、福祉医療センター、高

橋参事、長谷川係長です。

調査内容につきましては、大規模改修工事にかかわるスプリンクラー設置状況とその他改修工事、特殊浴槽更新及びロビー等の床張りかえ工事の調査です。

調査結果といたしまして、高橋参事と工事担当者から資料をもとに消火設備の概要説明を受け、改修工事にかかわる浴室の特殊浴槽更新、ロビー等の床張りかえ工事の説明を受けました。

今回の調査の目的は、最近において小規模社会福祉施設の火災による死亡事故が発生していることから、平成21年4月に消防法が改正され、1,000平方メートル以上の社会福祉施設にスプリンクラーの設置が義務づけられており、本町においても猶予期間を活用し、今年度設置したものでございます。

今回設置されたスプリンクラーは、水ではなく消火薬剤で消火するもので、この消火薬剤につきましては冷却効果、浸透性、再燃防止効果にすぐれており、システムの維持管理については消火薬剤の劣化はほとんどなく、点検も容易であるという説明を受けました。

防火管理につきましては平成24年4月からさらに厳格化する傾向にあり、入所されている方の安全確保が重要でございますので、今後の消火訓練や避難訓練についても管理体制の確立がより一層必要であることを確認し、調査を終えました。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、高橋議員。

○5番（高橋成和） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件について、平成22年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成22年11月29日月曜日午後2時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室

です。

議件につきましては、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第2号

砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について。議案第3号 平成21年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて。報告第1号 事務報告書の提出について。報告第2号 定期監査報告。報告第3号 例月出納検査報告。

慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

資料につきましては、事務局のほうに保管されていますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でご報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告について、水谷副議長。

○副議長（水谷寿彦） ご報告いたします。

平成22年中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会が去る12月3日午前10時より滝川市総合福祉センター集会室において開催されました。

議件につきましては、報告第1号 定期監査報告について。報告第2号 例月現金出納検査報告について。報告第3号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）。議案第1号 平成22年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計補正予算（第1号）。認定第1号 平成21年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成21年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成21年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成21年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

結果としまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

詳しい資料につきましては、事務局に保管してありますので、ご参照願います。

以上です。

**○議長（堀内哲夫）** 次、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告について、私から申し上げます。

石狩川流域下水道組合議会について、標記の件につき、平成22年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、12月の2日午後2時半より滝川市総合福祉センター2階におきまして行われました。

議件でございます。報告第1号 専決処分について（副組合長の選任）。報告第2号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更）。報告第3号 継続費精算報告書について。報告第4号 定期監査報告について。報告第5号 例月現金出納検査報告について。報告第6号 平成21年度決算に係る資金不足比率について。認定第1号 平成21年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第1号 平成22年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）について。

以上、慎重審議した結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告します。

標記の件につき、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、12月の2日午後3時30分。場所、滝川総合福祉センター。

議件でございますけれども、議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任につい

て。議案第2号 工事請負契約の締結について。議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画について。認定第1号 平成21年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。報告第1号 例月現金出納検査報告について。

以上、慎重審議の結果、全会一致、原案のとおり決定いたしました。

関係書類につきましては、事務局に保管しておりますので、ご一読願いたいと思います。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎認定第1号 認定第2号

**○議長（堀内哲夫）** 日程第4、認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）** 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。川上委員長。

**○決算特別委員長（川上三男）** それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議件は、認定第1号 平成21年度上砂川町一般



会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地開発造成事業特別会計、町立診療所事業特別会計、老人保健施設事業特別会計、土地取得事業特別会計、下水道事業特別会計）決算認定について。認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過については、平成22年9月15日の第3回上砂川町定例町議会において付託になりました全案件について、去る11月11日、12日の2日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれの原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしま

した。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第6、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成22年の第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議などにつきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、そのほか3点について報告をしたいと思います。1点目が旅券の発給申請受理、交付事務の広域連携について、2点目が中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却処理施設建設工事の入札結果について、そして3点目が北海道アグリ株式会社の設立についてであります。

初めに、旅券の発給申請受理、交付事務の広域連携について報告いたします。旅券の発給、交付事務の広域連携につきましては、地域主権型社会を見据え、新たな広域連携の可能性などの調査研究を行うため、平成21年5月に北海道と中空知広域圏組合の5市5町で構成する中空知地域広域連携研究会を開催しまして、平成22年3月に連携が可能と考えられる項目ごとに短期的課題、中長期的課題、連携困難な課題に区分をし、中空知地域広域連携研究会報告書として取りまとめられたところであります。この報告書における早期に実現可能な短期的課題としまして、旅券の発給申請受理、交付事務、図書館のサービス事務、そして消費者相談業務の3つの事務が報告され、このうち

当町にかかわる旅券の発給申請受け付け、交付事務の広域連携について関係市町間において協議を進めてきたところであります。

現在当町での旅券の発給につきましては、岩見沢の空知総合振興局のパスポートの窓口、もしくは札幌市の北海道パスポートセンターにて申請手続を行い、交付を受けておりますが、このたび歌志内市、奈井江町と当町が北海道から権限の移譲を受けまして、既に平成18年度から実施しております砂川市へ事務委託することにより、岩見沢か札幌に行かなければならなかった申請手続が今度は砂川市役所の窓口で行うことができるようになるというものでございまして、住民の利便性の向上が図られるものであります。また、費用の面におきましても当町単独で旅券の発給申請事務を行う場合、初期の経費といたしましてパソコン等の事務機器購入経費で約80万円のほかに、毎年度機器の保守点検委託料として3万円がかかることとなりますが、砂川市へ事務委託をした場合には砂川市における保守点検委託料の一部として年間3,500円程度の費用負担で事業実施ができますことから、2市2町間の合意がなされたところであります。このことが過日新聞報道されたところでございます。なお、浦臼町、新十津川町、雨竜町におきましても同様に、滝川市への事務委託についての合意がなされたところであります。

今後のスケジュールでございしますが、12月9日の道議会定例会におきまして歌志内市、奈井江町と当町への権限移譲が議決されましたので、明年3月開会の町議会定例会において砂川市への委託事務の議決をいただき、4月から6月までの3カ月間の住民周知期間をとった後、平成23年7月1日から砂川市役所の窓口での旅券の申請及び交付が開始されることになるものでございます。

次に、中・北空知廃棄物処理広域連合の一般廃棄物焼却処理施設建設工事及び委託業務について入札が終わりましたので、結果について報告いたします。お手元に配付してございます別紙資料の

ナンバー1をご参照いただきたいと思います。1件目の一般廃棄物焼却処理施設建設用地構造物詳細設計委託業務につきましては、焼却処分場に隣接するのり面に擁護壁を建設するための設計、地質調査にかかわるものでございまして、10月の25日に入札が行われ、落札業者は東日本設計株式会社で、落札価格は税込みで451万5,000円となり、擁壁等築造工事は広域連合構成市町の地元業者に発注する予定になっております。

2件目は、資料の下段となりますが、一般廃棄物焼却処理施設建設工事につきましては、11月8日に入札が行われ、落札業者は日立造船株式会社東京本社環境・ソリューション事業部でございまして、落札価格は税込みで46億601万4,000円となり、工期は平成25年3月31日まででありまして、供用開始予定を平成25年4月1日とし、11月12日に仮契約を行いまして、12月2日開催の連合議会の議決を経て正式契約がされたところであります。建設場所につきましては、歌志内市で操業しております株式会社エコバレーの隣接地となるもので、施設の概要はRCづくりで鉄骨づくり地上4階建て、管理棟、工場一体型の構造となりまして、建築面積で2,500平方メートル、建築床面積で4,650平方メートルで、42.5トンの2基の炉が24時間稼働いたしまして、平成25年度の年間処理量を2万2,806トンと見込んでいるところでございます。

3件目は、資料の中段の一般廃棄物焼却処理施設建設工事設計・施工監理委託業務で、平成22年度から3年間の施設建設施工にかかわる監理業務で、本体工事と同じ11月8日に入札が行われ、株式会社エイト日本技術開発札幌支店が落札し、落札価格は税込みで6,247万5,000円となったところであり、今後それぞれの工事ごとに所定の手続を踏んで事業が取り進められるものであります。

最後になりますが、3点目として、菌床シイタケ栽培事業に係る新会社の設立について報告いたします。資料のナンバー2をご参照いただきたいと思います。

と思います。このたび朝駒工業団地でシイタケ栽培事業を展開しておりましたジャパンアグリテック社が自社の栽培ハウス2棟とバイオ社の所有する栽培ハウス17棟、そして集荷センター1棟の生産性の向上を図るとして、一括管理するジャパン社が100%出資の新会社、北海道アグリ株式会社を設立し、10月1日から操業を開始しているところでございます。

議員もご承知のとおり生シイタケは市況の影響を受けやすく、売上げが減少傾向にありまして、特にジャパン社につきましては生シイタケの収穫量が当初計画量に達せず、あわせて著しい価格の低迷によりまして売上げ面に影響が生じており、バイオ社につきましてもこれまで自社のハウスで栽培していたためほだ木の売上げが見込めず、厳しい経営状況となっておりますことから、両者の経営改善を図るべく、生産管理体制強化のもと確固たる増収を図るため、新会社を設立したものであります。

新会社の運営につきましては、ジャパン社の種菌を購入し、関西地区でシイタケ栽培事業を展開し、販路も確立され、実績を上げている株式会社クオリティーの協力を得て行っているもので、操業以降順調に推移しているとの報告を受けております。また、バイオ社の栽培部門を新会社へ移行することにつきましては、会社法の規定によりまして、臨時取締役会で決定されたところであります。

従業員についてであります。ジャパン社にあっては特産品開発部門を除く38名、バイオ社にあってはほだ木製造部門を除く43名の合計81名が処遇改善に理解を示し、一部期間要員を除きパートとして採用されたところでございまして、従業員一同一丸となって生産アップに取り組むべく栽培方法を変更したとのことでございます。具体的には、現在2回の摘み取りを1回に変更し、散水量を減らすことで生シイタケの生産量が安定し、同一規格で日もちのする生シイタケが栽培できると

いうことで、東京方面への出荷が可能となり、売上げも向上しているとのことでございます。

なお、新会社設立によるバイオ社の経営状況につきましては、市況の影響を受けやすく売上げが減少傾向にあった栽培部門が分離されたことによりまして、労務費や管理費が大幅に削減されるなど企業のスリム化が図られるとともに、ほだ木の売上金の回収もスムーズに進み、経営の安定につながり、良質なほだ木の生産供給に特化できるものと考え、期待するところであります。本町におきましては、今後も各企業の育成支援が必要と考えるもので、これら企業の菌床シイタケの生産地形成を図りたいとの思いもあり、現在シイタケ関連企業4社で約130人の雇用がありますので、今後も経営状況等の把握に努め、対応してまいりたいと考えていることを申し上げまして、町長の行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第7、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成22年第3回定例会以降の町内外の主な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、英語指導助手の再任用につきましてご報告を申し上げます。

現在の英語指導助手でありますレノックス・ピーター氏27歳は、平成20年8月4日に新規任用といたしましてカナダ、マニトバ州ウィニペグ市から来町されまして、現在は本町の単身者住宅に居住しまして、平成23年度からの小学校での新学習指導要領に伴う小学生における英語教育の準備を兼ねて、中学校に配置されているところでございます。中学校では、各学年の英語授業に指導助手

として出席し、通常授業では生徒とはすべて英会話ですることとしており、3年生には特に高校受験用のリスニングの指導を行い、徐々にではありますが、聞き取りの向上が図られております。また、小学校の低学年、中学年、高学年を対象としてグループ別に1カ月2時間程度の授業や、保育園では日常あいさつ、絵本を通じた英語、ゲームや歌などの英語、耳や目から入る英語の理解を中心とした内容で1カ月に1回の割で英語になれ親しむ外国人との触れ合い事業を実施しております。社会教育事業では、小学生を対象としましたグッドイングリッシュを月1回土曜日に実施し、季節感のある英語圏の生活風習を学ぶなど幼少期からの外国語などへの理解を深め、授業への出席については子供たちから英語であいさつされる様子が生まれてきており、3年間の積み重ねが見受けられ、現在も活躍されております。来町当時は日本語が上手に話すこともできず、本人も手間取っておりましたが、現在は日常会話のみならず専門的な用語も覚え、子供たちからも慕われており、実にまじめに授業や事業に取り組む姿勢がうかがえ、保育園の保育士や学校の教職員からも高い評価を受けている人材であります。

任用につきましては、平成20年当初では任用期間は毎年再任用契約を行い、最長で3年間となっておりますでしたが、前にも述べましたように小学校5、6年生英語授業の本格的開始に向け、財団法人自治体国際化協会の要綱変更により最長で5年間の再任用が可能となったところであり、人材派遣の窓口であります北海道庁国際課にも確認し、平成23年度に関しましても本人の意向及び自治体との相互理解により問題がなければ再任用も可能である旨を確認し、10月には本人の意向の確認を行ったところ、このまま継続して上砂川に滞在し、現在の事業などを実施していただけることになり、来年8月以降平成24年7月までの1年間の再任用を現在のところ考えているところであります。

今後の手続であります。12月中に再度本人の意向確認と、2月には雇用契約を進めることになり、なれ親しんだ同一の外国語指導助手との授業と事業実施が継続できることに対しまして、子供たちにとりましても大変よいことと判断しているところでありますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上申し上げます。教育行政報告にさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

---

#### ◎議案第50号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例に規定する関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第50号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成22年8月22日に公

布されたことに伴い、この省令に準拠し規定しております本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、マンションやアパートなどの共同住宅につきましては各居室ごとに住宅用火災報知機の設置が、またグループホームにつきましては連動型自動火災報知機の設置がそれぞれ義務づけられておりましたが、共同住宅の一部をグループホームとして設置する施設が近年増加してきたことに伴い、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令によりこれらの施設を複合型居住施設として位置づけ、グループホームとして使用する居室に対しまして連動型自動火災報知機の設置が新たに義務づけられましたので、この部分の火災報知機が重複とならないよう住宅用火災報知機の設置を免除する規定を加えるものでございます。

なお、施行期日でございますが、平成22年12月1日から適用するものでありますので、ご理解願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例。

上砂川町火災予防条例（昭和61年上砂川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第29条の5に次の1号を加える。

（6）第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わり

ます。

#### ◎議案第51号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、上砂川町過疎地域自立促進計画を次のとおり策定するものとする。

提案理由といたしましては、平成12年度に10年間の時限立法で施行された過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長されたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により平成22年度から平成27年度までの計画を策定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、計画の本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、計画の本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第51号について内容の説明をいたします。

現在の過疎計画につきましては平成12年4月1

日から10年間の時限立法で施行され、過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定いたしました。平成22年3月31日をもって期限が失効したところがございます。しかし、国は現在も過疎地域においては住民生活の安全、安心の基盤となる公共施設の整備水準について都市との地域間格差がなお存在しているほか、財政状況が厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足などさまざまな問題に直面しているとの判断から、現状認識を踏まえ、現行の失効期限を6年間延長する改正過疎法の施行に伴い、平成22年から平成27年までの計画を策定するものであります。

また、改正過疎法では、過疎債について財政支援の対象が従来のインフラ整備、ハード事業だけでなく、住民が安心、安全に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的としたソフト事業にも拡大されました。過疎債の承認額は、ハード事業につきましてはこれまで同様事業費によりありますが、ソフト事業につきましては限度額が定められ、この限度額につきましては普通交付税にて算出されます基準財政需要額と財政力指数などにより算出されるもので、本町におけるソフト事業に係る限度額は4,500万円程度となるものがございます。

それでは、お手元に配付しております計画書により、計画の概要についてご説明いたします。本計画の策定に当たりましては、国から示されました様式に沿いまして、10の項目で本町の現況と問題点及びその対策を記述しているものであります。

初めに、第1項、基本的な事項であります。1ページから10ページまで記述しており、1ページには本町の自然や歴史的経過に触れるとともに、社会的、経済的な諸条件並びに過疎の状況につきまして記述しております。

2ページの社会経済的発展の方向の概要では、今後の見通しとして男子雇用型企業の誘致活動の

展開で産業と人口の定着を図り、あわせて商工会議所などとの連携により既存企業の体質強化を進めることを記述しているところであります。

3ページからは、人口及び産業の推移と動向として、国勢調査結果により人口、産業別就業者の推移と動向を、6ページの行財政の状況につきましては、町税や交付税が減少する中、炭鉱閉山後の新しい町づくりの地域振興対策や後処理対策に多額の費用を要したことにより財政の硬直化が進んでいることから、行財政改革を行い、行政のスリム化を図るとともに、費用対効果を見きわめ、効率的かつ効果的な行財政運営に努めることとしております。

7ページ、8ページには本町の行政機構図を、9ページでございますが、施設整備水準などの現況と動向について記述しております。

次に、10ページでございます。地域の自立促進の基本方針として、企業誘致を初めとする産業の振興、住民生活に直接直結したインフラ整備、福祉と教育の充実を図りながら、住民の積極的な行政参画と人材育成に努め、自立できる町づくりを進めることとしております。

第2項の産業の振興につきましては、11ページから14ページまで産業別にそれぞれ記述しており、15ページには過疎地域自立促進特別事業として今回の計画から認められましたソフト事業について記述しており、ソフト事業につきましては各項目の過疎地域自立促進特別事業として記述しているところがございます。特に工業、商業については景気の低迷や人口減少などにより既存企業の撤退と商店の衰退が顕著でありますので、13ページから14ページに記述している経営基盤の安定に重点を置いた諸施策や商工会議所の連携について触れているところであります。農林水産業につきましては、シイタケを中心とした菌床シイタケ総合生産地形成を目指すこととしております。

第3項でございますが、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について16ページか

ら24ページまで記述しております。主な事業といたしましては、21ページから24ページに記載のとおり、道道2路線の整備促進、町道の補修、歩道整備、除雪車の更新、橋梁の点検、補修などを記述しているところでございます。

第4項は、生活環境の整備について25ページから30ページまで記述しております。主な事業といたしましては、28ページから30ページに記載のとおり上下水道の整備、一般廃棄物最終処分場補修工事、消防広報車の更新、公営住宅整備、公営住宅水洗化などの改修整備などがございます。

第5項には、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進について31ページから35ページまで記述しているところであります。31ページには、炭鉱閉山から23年が経過し、高齢化率が42.3%と全国平均を大きく上回り、典型的な少子高齢化社会への進展をしている中で、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、主な事業といたしまして32ページから35ページに記載のとおり、救急医療情報キットの配布事業や介護施設用品の整備、除雪サービス事業、在宅福祉サービス事業などについて記述しております。また、児童福祉対策といたしまして、中学生以下医療費助成、おひさまルームや、子宮頸がん、ヒブワクチン予防接種助成などの子育て支援事業について記述しているところでございます。

36ページには、第6項、医療の確保について記述しており、医療技術設備の整備や、小児夜間休日救急体制病院との連携強化などについて記述しているところでございます。

第7項は教育の振興で、37ページから39ページの中では、乳幼児教育、義務教育、社会教育、生涯教育、社会体育の振興についてそれぞれ課題と対策について記述しており、主な事業といたしましては、町民の災害時の避難場所でもございます町民センター、体育センターの耐震化大規模改修や、町営球場の改修、福井県福井市の鶉地区との交流事業などを、40ページの第8項、地域文化の

振興等について、文化協会の育成助長、新たな学習支援者の育成などについて記述しております。

41ページにつきましては、第9項の集落の整備について、集落再編整備といたしまして、新たな分譲団地の造成や公的住宅の集約化を進めることについて記述しております。

第10項のその他地域の自立促進に関し、必要な事項につきましては42ページから43ページに記述しており、具体的な事業といたしましては移住定住対策や各種システムの更新などとなっております。

44ページから最終ページでございしますが、48ページまでにつきましては、各項目で記述されておりますソフト事業について再掲したものでございます。

以上が過疎地域自立促進市町村計画の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして、計画本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

ここで10分間休憩に入ります。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### ◎議案第52号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町一

般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,800万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第52号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金142万6,000円の追加で、1億2,482万7,000円となります。

1項国庫負担金82万6,000円の追加で、1億521万6,000円となります。

2項国庫補助金60万円の追加で、1,857万4,000円となります。

14款道支出金230万6,000円の追加で、1億2,320万9,000円となります。

1項道負担金5万6,000円の追加で、7,192万8,000円となります。

2項道補助金42万2,000円の追加で、3,529万5,000円となります。

3項道委託金182万8,000円の追加で、1,598万6,000円となります。

18款諸収入1,000万円の追加で、2億5,926万9,000円となります。

5項雑入1,000万円の追加で、2億4,733万6,000円となります。

20款繰越金136万8,000円の追加で、3,779万8,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,510万円の追加で、24億9,800万円となります。

2、歳出、1款議会費30万6,000円の追加で、3,299万8,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費583万1,000円の追加で、1億2,655万1,000円となります。

1項総務管理費110万3,000円の追加で、1億506万3,000円となります。

2項徴税費290万円の追加で、816万7,000円となります。

4項選挙費182万8,000円の追加で、659万円となります。

3款民生費267万3,000円の追加で、6億6,151万7,000円となります。

1項社会福祉費39万1,000円の追加で、5億9,580万7,000円となります。

2項児童福祉費228万2,000円の追加で、6,517万1,000円となります。

4款衛生費110万5,000円の追加で、2億1,485万2,000円となります。

1項保健衛生費50万5,000円の追加で、8,658万7,000円となります。

2項清掃費60万円の追加で、1億2,826万5,000円となります。

7款商工費1,140万円の追加で、8,425万7,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費897万7,000円の減額で、2億811万4,000円となります。

1項土木管理費608万8,000円の減額で、7,089万1,000円となります。

3項住宅費288万9,000円の減額で、9,953万7,000円となります。

9款消費費25万9,000円の減額で、1億3,764万



8,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10款教育費225万3,000円の追加で、8,695万9,000円となります。

1 項教育総務費11万3,000円の追加で、627万2,000円となります。

2 項小学校費214万円の追加で、2,913万7,000円となります。

13款職員費76万8,000円の追加で、4億1,352万6,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1,510万円の追加で、24億9,800万円となります。

事項別明細書6 ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては、11月29日開催の第4回臨時町議会におきまして承認をいただきました本年度の人事院勧告及び町単独行財政改革に係る給与等の見直しのほか、共済掛金の引き上げ等による人件費、賃金等の精査をするものでございます。

3、歳出、議会費、議会費、1 目議会費30万6,000円の追加で、3,299万8,000円となります。議員報酬、期末手当等の精査でございます。

総務費、総務管理費、1 目一般管理費110万3,000円の追加で、4,172万円となります。臨時職員に係ります健保、年金等の掛け率変更に伴う追加でございます。

総務費、徴税費、2 目賦課徴収費290万の追加で、805万円となります。国税局からの確定申告者に係る所得データの通知について、23年の確定申告時から紙媒体から電子データに変更されることに伴う国税連携システム導入業務の委託料を計上するものでございます。

総務費、選挙費、5 目北海道知事道議会議員選挙費182万8,000円の追加で、182万8,000円となります。平成23年3月24日公示の北海道知事選挙及び4月1日公示の道議会議員選挙の関係予算の計上でございます。投票日につきましては4月10日

となっておりますが、1 節から18節備品購入費までの期日前投票等に係る経費の補正計上でございます。

続きまして、民生費でございます。社会福祉費、4 目特別養護老人ホーム費85万9,000円の追加で、1億2,805万9,000円となります。給料など人件費の精査と臨時介護員の賃金42万円を追加するものでございます。

次ページでございます。6 目デイサービスセンター費65万8,000円の追加で、2,152万9,000円となります。給料などの人件費の精査と臨時介護員の賃金44万円の追加のほか、11節需用費におきましては浴室ろ過器の修繕料15万円を追加するものでございます。

8 目地域包括支援センター費112万6,000円の減額で、1,983万1,000円となります。人件費の精査のほか、臨時職員1名の特別会計への異動に伴い、賃金で94万7,000円を減額するものでございます。

民生費、児童福祉費、1 目児童福祉総務費94万1,000円の追加で、5,069万8,000円となります。児童手当の精査によりまして6万円の減額をいたしますほか、子ども手当につきましては年度途中での転入、出産等により対象者が増となったことにより100万1,000円を追加するものでございます。

2 目保育所費134万1,000円の追加で、1,447万3,000円となります。7 節賃金で134万1,000円の追加でございますが、こちらにつきましては保育士1名の産休等の取得に伴います代替保育士の賃金として81万4,000円の追加と、あわせまして年度途中での3歳未満児の入園児が増となりましたことから、子育て支援事業の一環といたしまして、代替保育士を確保しながら入園希望に対応するため、代替保育士賃金52万7,000円を追加するものでございます。

衛生費、保健衛生費、1 目保健衛生総務費50万5,000円の追加で、6,417万3,000円となります。水道事業会計への繰出金を追加するものでござい

ます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費60万円の追加で、8,244万円となります。11節需用費で最終処分場污水处理用原水ポンプの修繕料60万円を追加するものでございます。

続きまして、商工費でございます。商工費、2目企業開発費1,000万円の追加で、4,599万5,000円となります。お手元に配付しております資料ナンバー3をごらん願います。このたびの助成事業につきましては、空知産炭地域総合発展基金、新基金でございますが、こちらの原資の取り崩しによりまして、株式会社上砂川ファームのシイタケ栽培棟2棟の建設整備に伴う助成でございます。事業の概要でございますが、建設業から新分野進出へ事業展開を図り、既存企業よりシイタケ栽培に係る指導等を得まして、シイタケの生産、販売等の事業を実施するため、252.72平米のハウス2棟の建設及び附帯設備等を整備するものでございます。設備投資額につきましては4,225万円で、このうち1,000万円について助成するものでございます。生産計画につきましては7に記載のとおりでございます。新規雇用者につきましては5名となるものでございます。

予算書へお戻り願います。3目観光費140万円の追加で、1,675万1,000円となります。振興公社に無償貸与しておりますトラック、冷蔵庫等の更新をするため、新たに追加計上するものでございます。

続きまして、土木費、土木管理費、1目土木総務費608万8,000円の減額で、7,089万1,000円となります。人件費の精査等によります下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費288万9,000円の減額で、5,403万4,000円となります。職員の異動等人件費の精査によるものでございます。

次のページでございます。消防費、消防費、1目常備消防費25万9,000円の減額で、1億2,786万4,000円となります。人件費の精査によるもので

ございます。

教育費、教育総務費、2目事務局費11万3,000円の追加で、538万4,000円となります。共済費の追加で、小中学校の臨時職員等にかかります健保、年金等の掛け率変更に伴う追加でございます。

教育費、小学校費、2目教育振興費214万円の追加で、770万円となります。平成23年度学習指導要領の改訂に伴い、11節では教師用の指導図書購入費といたしまして94万円を追加するほか、理科、算数教材用備品といたしまして標本模型、体積実験機等の備品購入費といたしまして120万円を追加するものでございます。

職員費、職員費、1目職員給与費76万8,000円の追加で、4億1,352万6,000円となります。退職者2名のほか、特別会計との異動等による給料等の人件費の精査のほか、3年ごとに行われます退職手当組合への負担金の精算金といたしまして、970万1,000円の追加を行うものでございます。

続きまして、5ページ、歳入にまいります。2、歳入、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金82万6,000円の追加で、1億521万6,000円となります。児童手当と子ども手当との歳出連動に伴います計上でございます。

国庫支出金、国庫補助金、3目教育費補助金60万円の追加で、82万5,000円となります。1節小学校費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました理科、算数用教材備品購入経費の2分の1の補助金の計上でございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金5万6,000円の追加で、5,878万8,000円となります。国庫負担金に連動いたします児童手当及び子ども手当の道負担金の計上でございます。

道支出金、道補助金、2目民生費補助金42万2,000円の追加で、832万5,000円となります。1節社会福祉費補助金につきましては、保育士の産休代替に係ります産休代替職員の賃金等の道補助金を計上するものでございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金182万8,

000円の追加で、1,451万2,000円となります。4節選挙費委託金につきましては、北海道知事・道議会議員選挙費の道の委託金を歳出と同額を計上するものでございます。

次ページでございます。諸収入、雑入、5目雑入1,000万円の追加で、2億4,733万2,000円となります。空知産炭地域総合発展基金助成金を歳出同額計上するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金136万8,000円の追加で、3,779万8,000円となります。不足となる財源につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第53号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,524万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄  
以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第53号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款諸収入126万円の追加で、126万5,000円となります。

2項雑入126万円の追加で、126万3,000円となります。

歳入合計が126万円の追加で、1億4,524万8,000円となります。

2、歳出、1款総務費126万円の追加で、1億4,509万3,000円となります。

1項総務管理費126万円の追加で、1億4,414万2,000円となります。

歳出合計が126万円の追加で、1億4,524万8,000円となります。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費126万円の追加で、1億4,414万2,000円となります。平成23年4月より国保連合会からの医療情報が紙媒体から電子データに変更となることから、国保電算システムの改修業務委託料を計上するものでございます。

歳入でございます。2、歳入、諸収入、雑入、3目雑入126万円の追加で、126万1,000円となります。1節雑入で、空知中部広域連合交付金として歳出同額措置されるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第54号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,284万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第54号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款諸収入20万6,000円の追加で、520万6,000円となります。

1項雑入、同額であります。

歳入合計が20万6,000円の追加で、1億1,284万8,000円となります。

2、歳出、1款総務費20万6,000円の追加で、6,298万9,000円となります。

1項施設管理費、同額であります。

歳出合計が20万6,000円の追加で、1億1,284万

8,000円となります。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費20万6,000円の追加で、6,298万9,000円となります。給料等の人件費の精査によるものでございます。

歳入でございます。2、歳入、諸収入、雑入、1目雑入20万6,000円の追加で、520万6,000円となります。その他雑入といたしまして、インフルエンザ接種料を見込むものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第55号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,650万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第55号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款町債40万円の追加で、5,380万円となります。

1項町債、同額であります。

5款繰越金297万4,000円の追加で、297万4,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が337万4,000円の追加で、2億2,650万3,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費337万4,000円の追加で、2億287万2,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が337万4,000円の追加で、2億2,650万3,000円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。老人保健施設整備事業5,340万円を5,380万円へ。

4ページ、事項別明細書でございます。3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費337万4,000円の追加で、2億287万2,000円となります。看護師1名の採用に係る人件費等の精査によるものでございます。7節賃金につきましては、看護師採用に伴いまして、臨時看護師の賃金と臨時事務員について一般会計からの異動に伴う追加でございます。15節工事請負費でございますが、こちらにつきましては老人保健施設のスプリンクラー設置工事に係る執行残の精査によるものでございます。

歳入でございます。2、歳入、町債、町債、1目老人保健施設事業債40万円の追加で、5,380万円となります。老人保健施設整備事業債の起債対

象経費の増により追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金297万4,000円の追加で、297万4,000円となります。不足となります財源につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第56号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,988万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第56号について内容の説明をいたします。

2 ページでございます。第 1 表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4 款繰入金608万8,000円の減額で、6,163万2,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が608万8,000円の減額で、1 億7,988万9,000円となります。

2、歳出、1 款下水道費608万8,000円の減額で、5,335万9,000円となります。

1 項下水道整備費608万8,000円の減額で、4,826万8,000円となります。

歳出合計が608万8,000円の減額で、1 億7,988万9,000円となります。

4 ページ、事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、2 目下水道建設費608万8,000円の減額で、3,765万1,000円となります。職員 1 名が一般会計へ異動しており、人件費の精査によるものでございます。

歳入でございます。2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金608万8,000円の減額で、6,163万2,000円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

#### ◎議案第 57 号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第 1 条 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成22年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第 1 款水道事業収益、既決予定額 1 億5,855万6,000円、補正予定額52万9,000円、計 1 億5,908万5,000円。

第 2 項営業外収益2,994万9,000円、52万9,000円、3,047万8,000円。

(支出)

科目、第 1 款水道事業費用、既決予定額 1 億5,855万6,000円、補正予定額52万9,000円、計 1 億5,908万5,000円。

第 1 項営業費用 1 億345万5,000円、52万9,000円、1 億398万4,000円。

(資本的収入及び支出)

第 3 条 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(以下「補正予算」という。)(第 1 号)第 2 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第 1 款資本的収入、既決予定額7,186万4,000円、補正予定額、減額342万4,000円、計6,844万円。

第 2 項企業債4,110万円、減額340万円、3,770万円。

第 4 項他会計補助金 8 万6,000円、減額 2 万4,000円、6 万2,000円。

(支出)

科目、第 1 款資本的支出、既決予定額 1 億2,365万6,000円、補正予定額、減額342万4,000円、計 1 億2,023万2,000円。

第 2 項建設改良費5,710万円、減額342万4,000円、5,367万6,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 6 条で定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額1,859万1,000円、補正予定額、減額5万6,000円、計1,853万5,000円。

(企業債)

第5条 補正予算(第1号)第3条に定めた、企業債の限度額「4,110万円」を「3,770万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第7条で定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「2,858万7,000円」を「2,911万6,000円」に改め、補正予算(第1号)第4条で定めた、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を「8万6,000円」を「6万2,000円」に改める。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第57号について内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成22年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益52万9,000円の追加で、1億5,908万5,000円となります。

2項営業外収益52万9,000円の追加で、3,047万8,000円となります。

2目繰入金52万9,000円の追加で、2,911万6,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用52万9,000円の追加で、1億5,908万5,000円となります。

1項営業費用52万9,000円の追加で、1億398万4,000円となります。

1目原水及び浄水費58万5,000円の追加で、1,791万7,000円となります。

4目総係費5万6,000円の減額で、2,236万1,000円となります。

次ページでございます。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入342万4,000円の減額で、6,844万円となります。

2項企業債340万円の減額で、3,770万円となります。

1目企業債340万円の減額で、3,770万円となります。

4項他会計補助金2万4,000円の減額で、6万2,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出342万4,000円の減額で、1億2,023万2,000円となります。

2項建設改良費342万4,000円の減額で、5,367万6,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書5ページ、収益的支出であります。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費58万5,000円の追加で、1,791万7,000円となります。動力費につきましては、長雨により湧水ポンプの運転を行いませんでしたので、湧水ポンプ場電気料を減額するものでございます。薬品費80万円の追加につきましては、長雨と集中豪雨により濁度処理のための凝集剤等の購入費用を追加するものでございます。

4目総係費5万6,000円の減額で、2,236万1,000円となります。手当等件費の精査によるものでございます。

収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金52万9,000円の追加で、2,911万6,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

次、7ページ、資本的支出でございます。資本

的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費342万4,000円の減額で、5,367万6,000円となります。工事請負費、委託料ともにいずれも工事の執行残の精査によるものでございます。

資本的収入でございます。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債340万円の減額で、3,770万円となります。簡易水道等施設整備費事業債340万円の減額につきましては、工事請負費、委託料等の資本的支出の減額に伴い、精査するものでございます。

資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金2万4,000円の減額で、6万2,000円となります。他会計補助金2万4,000円の減額につきましては、企業債同様資本的支出の減額に伴います一般会計からの補助金の精査によるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日16日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日16日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたし

ます。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男



第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 2 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

1 2 月 1 7 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 0 時 4 5 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 5 0 号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 5 1 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について
- 第 5 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
※ 議案第 5 0 号～第 5 7 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 1 調査第 4 号 所管事務調査について（追加日程）
- 第 1 2 意見書案第 1 7 号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書
- 第 1 3 意見書案第 1 8 号 北海道開発の枠

組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

- 第 1 4 意見書案第 1 9 号 TPP への参加を行わないよう求める意見書
- 第 1 5 意見書案第 2 0 号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

---

○会議録署名議員

2 番 水 谷 寿 彦  
3 番 斎 藤 勝 男

---

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名であります。

理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 22 年第 4 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、2 番、水谷議員、3 番、斎藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思いません。

---

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 私は、平成22年第4回定例会に当たり、通告しております第6次町づくり計画策定に向けての今後の課題と展望についてというタイトルで質問させていただきます。

質問の趣旨を述べさせていただきますが、ことしの春になると思いますが、マスコミなどで同じ旧産炭地である釧路市の生活保護受給者の自立支援への取り組みについての内容が新聞やテレビで頻繁に紹介されておりました。現在釧路市の人口は約18万5,000人で、9万2,000世帯が暮らしております。そのうち生活保護受給者が9,250人、5,940世帯と聞いております。住民20人に1人、5%以上が受給措置を受けており、母子家庭は16.3%と全国平均の倍となっており、人口1,000人中の割合を示す保護率は49.5パーミルで、有効求人倍率は非常に低く、0.26となっております。全国的に見ても、受給者数が190万人を超え、137万世帯となっており、10年前と比べ2倍の水準に上がってきていることから、今後国の動向次第では将来的には生活保護費の負担を自治体に強いられるのではないかと、私は大変危惧しているところでございます。

本題に入りますが、措置の4分の1を自治体の持ち出しとしている釧路市とは異なり、上砂川町は北海道の施策のもと窓口業務だけを行っており、現在のところ扶助費等の負担はないかと思われませんが、今後のために認識しておきたいと思しますので、本町の受給者数と世帯数及び保護率をお聞かせ願います。

質問の趣旨を述べたように第6次町づくり計画策定に向けて人口減少問題を考えますと、現在のところ生活保護受給者の町外からの受け入れにつきましては問題がないかと思われませんが、高齢化率40%を超えている我が町については今後受給者の割合がますます増加傾向にあり、次世代への負担が大きくなるような気がしてなりません。私の見解として、自立できる見込みのある人でも、現在の制度を見ますと自立の助長を行うようにはなっておりますが、措置が切れたと同時に本人の負担が発生することから、簡単に自立するというのは難しいと感じております。町独自の施策として自立に向けた税金、医療費、住宅使用料、保険料等の緩和措置など受給者が自立しやすい体制づくりが必要かと思えますし、釧路市を参考に自立に向けたボランティア活動や資格取得に向けたプログラムの設置など将来に備える必要があると感じております。今後これらの問題を検討する上で、措置を受けていない同水準の低所得者の方々への扱いもありますし、根幹である社会保障制度自体が維持できなくなってきたことから、国の動向を注視しながら、大変難しいかとは思いますが、真剣に取り組む時期に来ているのではないかと感じております。第6次町づくり計画の中においても今後並行して取り組む必要があると思えますが、町としての考えをお聞かせ願います。

質問の2件目、町づくり計画策定に向けての今後の展望として、次世代育成支援と子育て支援を中心にお聞きいたしますが、貝田町長の町政執行方針の条文においても特に力を入れている部分であると感じております。今回の町づくり計画の基本構想と基本計画に基づき、特に強く推進し、今後目玉として予定している事業があればお聞かせください。

続いてことしから新たに子育て支援係が設置されましたので、質問いたしますが、昨年上砂川町次世代育成支援行動計画の後期計画が策定され、私も資料を拝見しましたが、子育て支援関係事業

の目標の未実施の事業についてお伺いしたいのですが、もともと平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法のマニュアルのもとに策定が義務づけられてしまった経緯もありますので、このような難しい目標になってしまったのかと思いますが、現状を見ると国からの財政支援は期待できず、今後も制度的保障がなければ保育サービスの病児、病後児保育や子育て支援センターの設置の事業については、資格者の適正な人員配置等も考えると、非常に実施は困難なのではないかと思われまます。町づくり計画の策定について今後の検討や取り組みについてお聞かせ願います。

次に、放課後児童健全育成事業や放課後子ども教室のことが記載されておりますが、教育委員会が管轄している事業と福祉課が管轄している事業の内容が重複しておりますので、今後も連携を密にし、計画を進めたほうがより効果のある事業を実施できると思われまますが、現時点での協力体制と今後の方向性についてお聞かせ願います。最後に、住民のニーズだけではなく、次世代育成支援行動計画や過疎地域自立促進市町村計画など国や道から策定を義務づけられているものもありますので、ますます多様化し、事業も複雑化するよう感じております。事業を効果的に進めるためには、これまでと同様に職員同士の連携ももちろんでございますが、町内及び近隣市町の資格を持っている有識者やボランティアの協力が不可欠となっておりますので、協力体制の維持に努めていただきたいと思ひまます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（堀内哲夫）** ただいまの5番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めまます。山本福祉課長。

**○福祉課長（山本丈夫）** 5番、高橋議員のご質問、第6次町づくり計画策定に向けての今後の課題と展望についての1件目、今後の課題としての生活保護者が自立しやすい体制づくりについてお答えをいたします。出口の見えない景気の長期低迷の中、生活保護受給者数も全国的に増加傾向に

あり、人口1,000人当たりの生活保護受給者数はほぼ50人で、道内35市では最も保護率の高い釧路市の状況や各種取り組みについて新聞紙上でも報道されていたところでございます。生活保護の業務を直接所管する市の場合、支給する生活保護費は国が4分の3、市が4分の1負担をしております。町村の場合でございますと、道が生活保護業務を所管しておりますことから、この4分の1の分を道が負担をしていることで、直接の町村の経費負担がないものでございます。しかし、受給者の増加に伴いまして国の負担が著しく増加していくとの見通しの中で、自治体にもより負担を求めようと負担率の見直しなどが検討されておりましたが、自治体の強い反対により現在は見送られているものの、将来的な負担発生への危惧はご指摘のとおり払拭されていないのが状況であります。このため釧路市では、就労指導一辺倒からボランティア活動などへの社会奉仕への参加をきっかけとした生活意欲向上から就労体験や就労支援に順を追ってつなげていく自立支援プログラムを国のモデル事業として平成16年度から試行の上、平成18年度に本格導入し、このプログラムに沿った地道な取り組みにより、徐々にではありますが、受給者の意識改革など一定の成果に結びつきつつあることから、全国の自治体からは注視をされているものでございます。

さて、本町における生活保護受給者数でございますが、11月末で192世帯316人で、人口3,961人に対し約8%、人口1,000人当たり約80人と釧路市を上回っておりますが、町内に基幹となる産業が少ないことでの稼働世帯の転出による著しい人口の減少の中、受給世帯の大半が傷病、障害者、母子、高齢者となっていることによるものでございます。生活保護の認定や自立に向けた生活指導等につきましては道のケースワーカー4人が担当しており、このほかに今年度からは空知管内15町全部を担当し、生活保護受給者の就労支援を担当する非常勤の就労支援員1人が配置されておま

して、本町では10人前後の受給者に対し、就労相談を中心とした自立支援の取り組みも進めてきております。また、本町独自の支援策が必要であるとの中で一例として掲げられました税金や住宅料等の緩和措置についてでございますが、経済的自立が可能と判断された場合の生活保護廃止は基本的にこうした負担も加味されてのこととありますことと、同程度の生活水準で自立生活を維持している人との公平感から、ご指摘のとおり極めて難しいものと思われまます。しかし、生活保護廃止後に発生する町の収入金に関しては、分割納付などその世帯の事情に即した相談に応じるなどの対応に努めておりますので、ご理解を願うものであります。釧路市の例に倣った町独自の自立支援プログラムにつきましても、町の担当者には生活保護受給者を直接指導する権限がないことや、生活保護世帯もボランティア活動への参加や就労が容易ではないとの事情を抱えております。しかしながら、可能な事業については道とも協議検討し、ケースワーカーとの情報共有や密接な連携を強めつつ、自立に向けた効果的な支援について日常的に努めるとともに国の動向に注視し、今後の町づくりを進める観点からも生活保護のあり方について検討してまいりたいと存じますので、ご理解を願うものであります。

次に、2件目の今後の展望としての次世代育成支援と子育て支援についてであります。今本町は、ご承知のとおり少子高齢化と人口減少を背景に、町長の重要な施策として少子化対策や定住対策も視野に入れた子育て支援に力を注いでおります。本町にありましては、従来から妊婦健診費用の全額助成、近隣でも生後6カ月からの受け入れが大半を占めます保育園乳児保育での生後3カ月からの受け入れ、親や子供の交流の場でございますおひさまルーム、そして絵本Deココロ事業、小学生までの町内医療機関通院費の単独助成等と、福祉、保健、医療、教育の各分野を中心に、限られた財源の中ではありますが、子供にかかわる各

種事業を実施してきたところであります。そして、今年度は近隣市町に先駆けての中学3年生女子を対象にした子宮頸がんワクチン接種費用の全額助成、子供の虫歯予防に資する保育園でのフッ化物によるうがい実施と町内医療機関通院費助成の中学生までの拡大を初め、子供を対象にした食育推進事業や放課後子ども教室、高校生までのインフルエンザワクチン接種費用全額助成、さらには子育て支援事業に一層力を注ぐため子育て支援係を7月に創設したところであります。次年度以降の事業に向けましては、現在保護者の稼働による低学年児童の居場所づくりとしての児童館の活用、育児拠点としての保育園におきます子育て親子が自由に交流できるスペースの確保、出産や育児並びに保育園にかかわる経済的負担の軽減なども視野に入れ、検討しているところであります。

次に、次世代育成支援行動計画の事業についてであります。この計画でございますけれども、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画とし、平成22年度から平成26年度までの5年間、この後期計画につきましては前期計画を一部見直したものでございまして、その中に病児、病後児保育、そして子育て支援センター設置を目標事業として掲げているものであります。議員ご指摘のとおり病児、病後児保育については、専用スペースや看護師の確保が必要であり、不定期保育となる中での人材確保が課題となります。また、子育て支援センターについてであります。平成20年3月の執行方針に対する答弁でも触れておりますとおり、国や道の補助対象としての子育て支援センターは、1日5時間以上、週3日以上開設、子育てに関し相当の知識と経験を有する2人以上の専任職員配置などの基準を満たすことが課題となっているものであります。しかしながら、病児、病後児保育のきっかけとして、園児が発病した場合、病気になった場合、保護者への即時帰宅要請という現状、この現状から介護士などの一時的な協力による条件緩和などを切り口に一步でも実現

に近づきたいと、こう考えておりますし、子育て支援センター設置につきましても、国の助成対象とならない規模であっても子育て支援の拠点として保育園の有効的な活用も含め、実現を目指してまいりたいと考えておりますので、計画が具体化した段階では町づくり計画に順次掲載してまいりたいと思います。

次に、同じくこの計画に記載されております福祉課が所管する学童保育を念頭に置いた放課後児童健全育成事業と、教育委員会が所管をしております学習機会の提供も含めた子供の居場所づくりとしての放課後子ども教室であります。平成19年度からの厚生労働省と文部科学省の連携による放課後子どもプランに位置づけられている事業でございますけれども、両省の連携が十分とは思えず、両事業を効率的かつ統一的に実施したくても、補助制度が根本的に異なりますことから、明確に事業区分をせざるを得ないとの支障があります。そういったことで大変苦慮しているところでございます。自治体の状況に応じて柔軟な対応が可能な制度としての改善が望まれますので、ぜひともお力添えを賜りたく存じます。いずれにいたしましても、子育て支援に関する制度として密接な連携を要する事業でありますので、今後とも効果的な事業運営を目指して教育委員会、福祉課の連携をしてまいりたいと考えております。これからの子育て支援は行政、住民、地域、そのほかボランティアが一体となった地域ぐるみの取り組みが不可欠でありますことは、これもご指摘のとおりでございます。こうした方々による情報共有やニーズの把握、そして事業の実施につなげていく子育て支援のネットワークの構築に取り組みつつ、子育て支援事業の効果的な展開により、次代を担う子供たちをはぐくむ教育環境、子供たちを安心して産み育てられる環境づくりに努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問あれば許可いたします。高橋議員。

○5番（高橋成和） せっかく貝田町長の肝いりで設置された子育て支援係ですので、ぜひとも今後とも教育長と教育次長うまく連携しながらやっていていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） 要望ですね。それでは、ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第50号 議案第51号 議案第52号  
議案第53号 議案第54号 議案第55号  
議案第56号 議案第57号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第50号から日程第10、議案第57号については既に提案理由並びに内容説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第50号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第51号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第52号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第53号 平成22年度上砂川町国

民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第53号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第54号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、原

案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第55号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第56号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第57号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---



◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第12、意見書案第17号から日程第15、意見書案第20号までの4件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号から意見書案第20号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

---

◎意見書案第17号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第17号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書について議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 地域医療と国立病院の充実を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 斎藤勝男 数馬 尚

高橋成和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第17号 地域医療と国立病院の充実を

求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫  
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第17号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎意見書案第18号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、意見書案第18号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書について議題といたします。

2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（水谷寿彦） 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 大内 兆春 川上 三男  
横溝 一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第18号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫  
提出先 内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第18号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第19号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第14、意見書案第19号 TPPへの参加を行わないよう求める意見書について議題といたします。

5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を行わないよう求める意見

書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 高橋 成和

賛成議員 水谷 寿彦 斎藤 勝男

川上 三男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第19号 TPPへの参加を行わないよう求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫  
提出先 内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第19号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号 TPPへの参加を行わないよう求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第20号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、意見書案第20号  
切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求め  
る意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 切れ目ない中小企業支援及  
び金融支援策を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に  
より提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 数馬尚 大内兆春

柳川暉雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させ  
ていただきます。

意見書案第20号 切れ目ない中小企業支援及び  
金融支援策を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を  
提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大  
臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を  
終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切  
ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第20号を原案のとおり決定することに  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号 切れ目ない中小  
企業支援及び金融支援策を求める意見書は、原案  
のとおり決定いたしました。

---

### ◎年末あいさつ

○議長（堀内哲夫） 以上で今定例会に付議され  
ました案件につきましては、すべて終了いたしま  
した。

今年最後の議会でございますので、町長、教育  
委員長よりごあいさつをいただきたいと思いま  
す。初めに、町長。

○町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、平成  
22年の最終議会に当たりまして、ごあいさつをさ  
せていただきます。

ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎える  
ところであります。この1年間を振り返ってみま  
すと、私にとっては想定もしなかったところでご  
ざいますが、加賀谷前町長の退任表明を受けまし  
て、4月の町長選挙において多くの町民の皆さん  
の温かいご支援により無投票当選させていただ  
き、町政執行の重責を担わせていただくことにな  
ったところでございます。4月初議会での就任あ  
いさつに始まりまして、本日こうしてごあいさつ  
をさせていただいておりますが、町づくりを進め  
る上で人口減少を初め多くの課題を抱える中、第  
17期町政のスタートとなったところでございまし  
て、6月の定例議会から本日のこの12月定例議会  
まで議長を初め議員各位には課題解決に向けまし  
てご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。さらに、本会議並びに各委員会にお  
きまして提案いたしました各案件につきましても  
真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり  
可決、決定をいただきましたことに対しましても  
重ねまして厚くお礼を申し上げます。

今私どもを取り巻く状況は極めて不安定でござ  
いまして、国内政治は混迷を続け、景気対策が一  
向に進まず、雇用環境も改善されないまま月日が  
経過し、国民生活は一層厳しさを増すばかりと思

うところがございます。こうした状況の中にあ  
りまして、さきに述べましたが、人口減少という行  
政最大の課題を抱え、自主財源の乏しい脆弱な財  
政基盤のもとで、少子高齢化の対応や住民生活基  
盤の確保に向けての行政運営が求められたところ  
でございますが、議員各位のご協力をいただきな  
がら町政を執行してきたところでございます。4、  
000町民のこの町を将来にわたり持続可能となら  
しめるには、何と申しましても人口の定着を図ら  
なければならないことから、子供たちに目を背け  
られてはいけないとの強い思いで子育て支援体制  
の構築に向け事業を推進したもので、新たに子育  
て支援係を配置するとともに、中学3年生女子を  
対象とした子宮頸がんワクチン接種費用の全額助  
成や子供たちの医療費助成措置の拡大のほか小中  
学校の改修整備や放課後子ども教室の開設などに  
取り組んできたものであります。また、多くの高  
齢者の皆さんが住みなれたこの上砂川町でいつま  
でも元気で生活してもらえよう、ひとり暮らし  
高齢者救急医療情報キットの配付、ほか老人保健  
施設のスプリンクラー設置等の大規模改修事業も  
進めたところであります。このほか町民の皆さん  
が元気と希望を持って過ごせるよう仮装盆踊り、  
花火大会への助成や各種イベントの実施、共催な  
どに努めるとともに、地域に根づきつつあるシイ  
タケ産業関連企業の育成助長に努めてきたところ  
であります。

財政問題では、地方自治体財政健全化法に基づ  
く財政4指標について、平成21年度決算において  
すべてが破綻基準以下となったところございま  
すが、今定例会におきまして認定いただきました  
各特別会計にありましては、議員もご承知のとおり  
一般会計からの繰出金をもって収支の均衡を保  
っているもので、特別会計の仕組み上抜本的改善  
策が講じられない憂慮すべき事態と考えるもので  
あります。町税など自主財源が極めて少なく、地  
方交付税に大きく依存する本町では、この先交付  
税削減が生ずれば、長年にわたり職員と議員の皆

さんの給与等の削減を中心に積み立ててきました  
財政調整基金の取り崩しをもって対処せざるを得  
ず、財政4指標に留意をし、健全財政維持に努め  
ていかなければならないと思うところでありま  
す。

今後も本町を取り巻く環境は厳しく、多くの課  
題を抱えての町政執行が見込まれ、人口減少対策  
につきましても特効薬、即効薬が見出せず、いま  
しばらく辛抱の時期が続くと思っておりますが、コミュ  
ニティーの崩壊を招くことなく、町民や議員の皆  
さん、そして職員の力をおかりいたしまして、あ  
すの上砂川のために、全町民のために全力を尽く  
してまいりますので、引き続きよろしくお願い申  
し上げます。

最後に、ことし1年間のご支援とご協力に改め  
まして感謝を申し上げ、本年議会の閉会に当たっ  
てのあいさつといたします。この1年間本当にあ  
りがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 引き続き栗原教育委員長。

○教育委員長（栗原順道） 議長のご配慮により  
まして、平成22年の最終定例会に当たりまして、  
教育委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げ  
ます。

厳しい町財政の中で、教育全般にわたり本年も  
ご理解とご支援を賜りましたことをまずもってお  
礼を申し上げます。

また、本日補正予算において、平成23年4月よ  
りの新学習指導要領に基づき、小学校において理  
科、算数の教材、また教員の指導資料の購入に係  
る予算を議決していただき、ありがとうございます。

また、ことし改修されました鶉水泳プールも6  
月から9月までの開設中に七千数百人と、昨年よ  
り倍の利用者数でございました。ことしは記録的  
な猛暑ということもありましたが、安全で清潔な  
プールになったことが利用者を多くさせたものだ  
と、そのように思っております。改めて議員の皆  
様、理事者の皆様にお礼を申し上げる次第でござ

います。

さらに、中学校の大規模改修工事も校舎の1階、2階が完成し、10月より新しい教室で生徒は授業を受けております。現在は3階、4階を工事中です。平成23年3月末にはすべての工事が終了し、安全で安心して勉強に集中できる環境が整います。将来を担う子供たちが夢と希望に胸を膨らませ、個性豊かでたくましく、そしてお互いの命を大切に、思いやりの心を持った大人に成長してくれることを願い、今後教育行政に取り組んでいく所存でございます。これからもさらなるご指導とご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご家族おそろいでよいお年を迎えられますようご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） 私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本年最後の第4回定例会も皆様のご協力によりまして、無事終了いたしました。心よりお礼を申し上げます。

今年を振り返りますと、国内外はもとより町内外におきましても激動の1年であったのではないかと思います。昨年は歴史的な政権交代が行われるなど激動と変革の年でありましたが、今なお国の財政等は混迷を深めており、町にとっては今後も行財政運営が求められることから、引き続き注視していかなければならないと思うところでございます。

こうした中町内にあっては、4月には退任されました加賀谷前町長の後任に、町民の目線に立った公平な町政を掲げ、町民の絶大なご支援を得て貝田新町長が誕生いたしまして、はや8カ月を経過したところでございます。この間本町が抱える財政健全化問題や人口減少問題を初め多くの課題に対し積極的に推進され、町民の皆さんが住みなれた町で安心して暮らせる町づくりに尽力されているところであります。上砂川町を取り巻く環境は依然厳しい状況の中で、引き続き行財政改革を

行い、また一方では住民の生活と福祉を守るための町づくりを推進していかなければならず、町政を担当する貝田町長を初め職員の皆さんのご苦労は大変なものかと推察していたところでありますが、理事者も私ども議会も地方自治の本旨であります最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていかなければならないと思っております。

また、議員各位におかれましては、本年開催されました各定例会、臨時会に提案されました各案件につきまして、慎重審議の結果、そのすべてが議決、決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りまして、心から深く感謝を申し上げます次第でございます。

終わりになりますが、ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げます。1年間まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で平成22年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.15	12.17
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	○	○
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.15	12.17
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 課 長	西 村 英 世	○	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○	○
技 師 長	清 野 勝 吉	○	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.15	12.17
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○